

産業建設常任委員会会議録

[平成22年10月13日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成22年10月13日
午前10時00分 開会
午前10時50分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（5名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	阿 部 計 一
委 員	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
議 長	川 上 命

欠席委員（1名）

委 員	森 上 祐 治
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也

都市整備部長	野田博
下水道部長	道上光明
産業振興部次長	山下達也
農業振興部次長	神田拓治
都市整備部次長	山田充
下水道部次長	松下修
産業振興部商工観光課長	興津良祐
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	早川益弘
農業振興部農地整備課長	大瀬久
農業振興部地籍調査課長	原口幸夫
農業振興部農業共済課長	松本安民
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部都市計画課長	森本秀利
下水道部企業経営課長	江本晴己
下水道部下水道課長	山崎昌広
上下水道部下水道加入促進課長	喜田展弘
次長兼農業委員会事務局長	竹内秀次
国民宿舎支配人	北川満夫

II. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
① 産業振興の推進について	
② 農業振興の推進について	
③ 都市整備事業の推進について	
④ 下水道事業の推進について	
⑤ 農業委員会に関すること	
2. その他……………	22

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成22年10月13日（水）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午前10時50分）

○廣内孝次委員長 おはようございます。

大変秋らしいさわやかな天気になってきております。

農家のほうでは、レタスの植え付けとか、玉葱の種まきとかで、大変忙しい思いをしておりますが、一応農家のほうでは、一段落してちょっと余裕ができているのかなというような時期であります。

本日は産業建設常任委員会、ただ今より開催いたします。

それでは執行部のご挨拶よろしく申し上げます。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さんおはようございます。

今も委員長さんからもお話がありましたように、季節的には一番いい季節を迎えておりますが、まだ昼間、けっこう温度の高い日があるようでございます。

今日は産業建設常任委員会でいろいろと関係する案件について、ご協議等々されるようでございます。

私のほうから一点、ご報告を申し上げたいと思います。

先般らいつとお話申し上げております、淡路環境未来島構想、特区の問題ですが、これが結構それぞれの3市のなかでも自分のところの市の独自性を生かしたいというようなこともございまして、正式にはやはり、県のある程度の指導で進めていくわけですが、この中のすなわち食、すなわち農ということにつきまして、私も早くからこの協議会でやはり農の問題になるとこれは南あわじ市やというふうにはっきりと発言をさせていただいております。

県のほうもある部分、構想の中にも南あわじの関係を少し出していただいております。

これは最終、そういう採択があった後でございますが、やはり早く手を上げてそういう方向性を出さないと、先般申し上げたように、淡路市におきましては、パソナという人材派遣会社、これが少し農ということに興味をもたれておりまして、すでに少し進出してきております。

これは私から言わすと、そう大きな農業を支配するということにはならないと思います

が、そういう企業、民間自身が興味をもって取り組んでいるということもございまして、昨日南あわじ市におきましても、まるごと淡路食の拠点施設、仮称でございしますが、初めての関係する人達にお寄りをいただきまして、要はJAさん、また酪農さん、漁協の5つの漁協、それから商工会、それから瓦組合、また観光協会、また手延べの協同組合。そして当然、議会の議長さんと委員長さんにもお願いをして出席していただきました。

初めての会でしたので、いろいろとそれぞれの方々の始めて提案する話でございまして、ご意見をいただきました。

とりあえずは研究会なるものを立ち上げて、今後観光とそういう産業をうまく結びつけて南あわじの活性化につなげていけたらなあという私の思いをお話させていただきました。

ほとんどの出席者の方々はいろいろ課題はあるけども、考え方として、また構想としては、別段反対でもないし、積極的に詰めていったらどうかという意見もいただきました。

こういうことで、今後また皆さん方にいろいろとお知恵を拝借しながら一つ一つそういう取り組みをかたちのものとしてできるようにしていきたいというふうに思っております。

非常に今、第一次産業、すなわち農であったり、水産であったり、瓦であったり、非常に厳しい状況にあるので、これらの全部がどうするという分けにはいきませんが、少しそういう導火線、前向きな導火線になればなというふうに思っている次第です。

またいろいろな経緯につきましてはその都度、議員の先生方にもご報告をして参りたいと、このように思っております。

なお、あとちょっと公務が入っておりますので、中座させていただきます。

○廣内孝次委員長　　本日、森上委員から体調不良のため、欠席ということで。それと太田農林振興課長が出張のため欠席となっております。よろしく申し上げます。

それでは所管事務調査に入りたいと思います。

お諮りします。産業振興の推進について、農業振興の推進について、都市整備事業の推進について、下水道事業の推進について、農業委員会に関すること、5つの一応議題がありますけども、一括ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣内孝次委員長 それでは一括質疑という格好でいきたいと思います。

それでは何かご意見ございませんか。

何か質疑ございませんか。

それでは副委員長ちょっとよろしいか。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 この前の畦畔の問題に関してちょっとお伺いしたいのですが。

普通の畦畔の発注の仕方ですね。一般的に土木工事に関しての発注の仕方は、だいたいどのような形態で。今回の畦畔に関しては特にどのような状態で発注されたかお伺いします。

○阿部計一副委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 畦畔の整備工事につきましては、基本的に個人の財産の農地に対する工事ということで、国の予算確保を得まして、地元さんの希望をとるなかで、事業区域を定めて設計を行うというふうなかたちでございます。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 発注の形態、今はおそらく地区ごとに発注されていると思うのですが、地区ごとに図面で発注された分と内容的に工事内訳の数量の違いが今回はあったというように認識しているのですが、その点に関しましてはどのような考え方で発注されたかお尋ねします。

○阿部計一副委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 今回の場合は基本的に5地区あるんですが、全体の中で国の予算配分というのが当初から不足する見込みだったというふうなことで、対応できない部分については、翌年度施工もやむなしというふうなことで、その中で5地区、どの地区を翌年にするかということもなかなか決めがたいということで、規模の大きいと

ころで、そういう対応をさせてもらうということで、当初考えておりました。

その後、入札減と残土処分地の確定によりまして、予算に余裕ができましたので、できる範囲で追加の工事を行うというふうな考え方でございます。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 今までの一般的にそういうようなやり方でされてきたと思うのですが、だいたい随意契約発注でこられたように聞いておりますけども、だいたい平均的にはどれくらいの割合で随意契約発注されてきたのか、だいたいで結構ですので、お尋ねします。

○阿部計一副委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 基本的にはこれまで知る限りでは随意契約での発注はございません。すべて入札という手法でしております。

以上です。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 今話を聞けばなにか矛盾点を感じる訳ですわ。

一応、国の予算が足りないような勘定でその中で発注されて、落札減とか、もろもろあれば予算が付いてくれば発注するというような勘定できているということですけども、そしたらその分に関しましてはすべて入札というような格好できていますか。

その点に関してお尋ねします。

○阿部計一副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 随意契約という言葉なんですが、工事を入札します。

変更が生じた場合に変更契約で対応しておると。その変更契約の増減については事前に上司と協議して、内部で協議して、承認を貰って変更していくという手続きを踏んでおります。

随意契約ということになれば、契約は別の契約になりますので、そういう手法はとっていないということです。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 分かりました。

追加工事を出してきたというような格好で解釈してよろしいのかな。

その追加工事を出してきた比率、平均的な比率というのは、なかなか難しいでしょうけども、どれぐらいが限度で出してきたのかちょっとお尋ねします。

○阿部計一副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） この場合は、思うに事業内容によっていろんなパターンがありまして、これというふうに分けつけないと思います。

分かりやすく言えば、災害なんかは特別な例なんですけど、国の直轄事業なんですけど、一応3割を超えた場合は、重要変更ということで、国と再協議。承認して貰えばそれも実施できます。

だから例えば、1つのため池を例にとれば、1箇所入札して、A社というのが工事に入っております。変更して、B社というのを入れることができませんので、A社のみで変更契約で対応していくというようなかたちもあります。

今回のコンクリート畦畔みたいなワンパターンな工事。ワン断面で延長だけ変更していくようなパターンで変更というのか、増額というのか、よく分からないような、公共事業といえども地元が3割負担して、完成後が地元の財産になるような工事。工事も簡単な工事ですので、何割というのは難しいところなんですけど、ケースバイケースによって、内部で協議して決めていっているというような状況です。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 今回の件に関しましては、1割を超えた分は、再入札という格好でいかれていると聞いておりますが、普通一般的に県とか国の土木工事でだいたいそこらの追加というのはどの程度まで許されるのか、だいたい把握していますか。

○阿部計一副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 非常に難しい答弁なのですが、先ほども例を出していただいたように、3割が一応、重要変更の範囲で、3割超える場合でも認めてもらった例もあります。

先ほども言いましたように、事業の内容にも全体計画を作って計画に1年ごとにしていくような事業もあるし、単年度でしまいをしないといけない事業もありますので、その辺によって、全体計画を作って、計画的にする場合は、年度ごとに予算が決められていますので、この単年度の予算については消化しないとイケませんので、そのときになれば、増額、あまった場合は、進捗状況を早めるために、変更で対応して増額していくケースも増えてくると。

単年度になれば、余れば返しますので、足らなくては予算要求してまた新しく貰いますので、そのへんの事業のからみによって、いろんなパターンが出てくると思いますので、はっきりいいませんが、回答とさせていただきたいなというふうに思います。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 一応、今の答弁を聞けばだいたい3割が多少の難しくなるところとそうでないところの境目なんだなというような感情で受け止めましたけども、それでよろしいんですかね。

○阿部計一副委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 一応、変更については前回の産建のときにもあったように、変更一割を超えた場合は事前に協議しなさいということで、内部で協議して、そこで事業の趣旨とか、内容で把握させてもらって、変更で対応させてもらっているというのが現実でございます。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 1割を超えれば検討するという前回、そういう答弁を聞いておりますけども、今後ですね、どのような考え方でいかれるのかお尋ねしたいと思います。

○阿部計一副委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 考え方ですけども、まず設計変更というのはだいたい予期せぬ工事をやっていて、予期せぬようなことが出てきたと。例えば、圃場整備をやっていて水位が高くなってできなくなって、その部分を変更するとかいろんなことがあります。

今回のことについては、工事が増えたというようなことで、結構設計変更することがどうかということがありますので、その中で単純に増工ということであれば、今回は分割発注が望ましいのではないかなというふうな考えに立って発注したというようなことです。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 畦畔のことはそのぐらいにして、下水道事業なんかではどのような格好になりますか。変更、追加に対しまして。

○阿部計一副委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 基本的には先ほど次長が言われた変更の内容はほとんど同じ認識です。3割。

ですから、変更についても今答弁させてもらったものとほとんど変わりございません。以上です。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 それでは道路関係に関してはいかがでしょうか。

○阿部計一副委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 変更についてですけれども、一般的な考え方は変更の追加は随意契約です。

随意契約の定めはどのようになっているかといいますと、地方自治法に随意契約の規定がございます。そういう根拠があるものについては、上限がないといえればちょっとまずい言い方かも知れませんが、その随意契約の根拠にあたいする理由があれば、その同一の業者に変更で追加することができるのと。

ただ先ほども言っていますように、3割まではできないということで、内部で協議することができるんですが、3割を超えることになると、これは本来は国の制度なんです、国から補助金を貰う場合は、むやみに3割を超えることは望ましくないので、国とは協議してくださいという規定を一般的に準用させてもらっています。

ですから中でもまた1割については、また副市長の協議がなければ変更できないというかたちで現在進めていますので、変更という扱いについては今言ったとおりのこととございますので、今回についてもこの業者にすることが妥当という根拠があればそういうふうな扱いをしております。

分けて配給することが可能な分については、極力分離発注という対応で私どもは進めております。

○阿部計一副委員長 廣内委員長。

○廣内孝次委員長 一応、工事に関しまして、3割ぐらいという一応意見ですので、随意契約であるのか、追加であるのかなかなかいろいろ難しい問題があるとは思いますが、今後ともそこらをよく検討して、やっていただきたいと思えます。

以上終わります。

原口委員。

○原口育大委員 農業委員会のことでお聞きしたいのですが、8月の18日付けで新の農地法、農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備強化等のお願いというのが委員会の会長なりから議会のほうへ陳情というかたちで出ていたと思うのですが、これでいくと、職員の数を増やさないと、事務量が増えたんだということなんです、今、現状、職員の体制何人でやっておられますか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内秀次） 現在の職員の人数は私を入れて4名でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、新しい制度で事務されていると思うのですが、適正というか、必要な人員、仕事が今できていっていると思うのですが、これ求めているのは具体的には何人体制とかどういう体制のことを求めて陳情されているのか、分かりましたら聞かせていただきたいと思うのですが。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内秀次） 皆さんもご存じのとおり、昨年12月の15日に農地法が改正になりました。それによりまして仕事量が国の試算でございますが、1.7倍増えたように試算されています。

それによって現在、遊休農地の調査というのか、利用状況調査ですね、それが新しく加わりました。

それから、放棄田に対する指導によりまして変わりが変わって、指導部局から変わったものが農業委員会のほうに変わったということで、非常に1.7倍の仕事量が増えました。

それによりまして、職員もだんだん忙しくなっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも大方1年過ぎようとしているのですが、そしたら残業とかがかなり増えたということになるわけですか。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内秀次） 残業というよりも非常に仕事量が増えております。

職員に対しては休憩のときなり、昼休みとかね、そういう時間を利用して残業をなるべく減らして仕事をしているような状況でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 この陳情の内容でいきますと、基準財政需要額で手当てされているのが3人だった分が5人になっていると。今聞いていたら職員4人ずつとおられるということなので、1.7倍仕事が増えたということは、3人でできていたものが5.1人分ぐらいいるのかなと。

今4人だということからしたら、現場としてはやっぱり来年度になると思うのですが、増やさないとやっていけないのか、今聞いていたらほぼ1年経っていてもやっていけるような感じがするのですが、そこらへんはできるんだったら今のままでいいのかなと思いますし、なかなか局長では判断が難しいと思うのですが、現状、その辺、このような陳情がきていますので、実態なりはどうなのかなということでお伺いしているのですが。

現状のままでもやっていけそうなという話でいいわけですかね。

○廣内孝次委員長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内秀次） 事務量が1.7倍増えたということで、職員なり、また農業委員さんに、職員ができないものは農業委員さんに協力を得て、荷をかけているという状況です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 分かりました。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

他に質疑。

阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 再三お聞きしているのですが、もう一度確認のために塩屋川の堤防のことでお聞きしたいのですが、前も管内視察で見えていただいて、国の方針で圃場整備事業に対する予算が大幅にカットされたというようなことで、北阿万の、なんかどの辺か私もはっきり知らないのですが、この点については、ちょいちょい質問したと思うのですが、その北阿万のほうの圃場整備事業というものは、順調に進んでいるのですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ご指摘の圃場整備については、新田地区の圃場整備ということでございます。

新田地区につきましては、20年度、21年度で調査設計等々、集団化事業も完了しまして、今、事業採択に向けて手続きを進めているという状況でございますけども、ご承知のように、土地改良予算が非常に減額されていると。また来年度も非常に厳しい見込みであるということで、今聞いている範囲では、全地区希望する予算を付けるのは難しい。

ですから、重点的に継続地区を優先してやっているというふうな県のほうの方針がございますので、なかなか新規地区につきましては難しい状況があります。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 地元の塩屋川水系の特に農家、地域も含めてですけども、あの圃場整備ができると、塩屋川のほうに水が回ってきて、見ていただいたとおり、逆L字型ですか、その丁度水が真正面から当たって、前の増水の時も危険状態で、消防が出た、そういうようなことがあるので、お聞きしたところによると、その圃場整備の水がこっちにはこないんだということもお聞きしたのですが、そういうことを含めて、塩屋川の改修については、危険箇所については再三言っているのですが、その点については何か進歩がございましたら。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） ご指摘の点につきましては、塩屋川自身は県河川でございま

して、県のほうへの状況の報告なり、改善要望について、現地立ち会いのもと、要望させてもらっています。

前回の産建の視察後の内容につきましてもご報告させていただいて、要望等は上げさせていただいております。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 この点については、一旦付いていた橋をわざわざ落としてまで、地元の人も協力をしていただいたということで、かなり水の流れがスムーズになっていることは事実なんです。

ただ前のごっつい雨が降ったときには、そういう土嚢などを持って行かないといけないような状況になりかけたということもありますのでね、そういう皆さんも努力していただいていると思うのですが、今、新田のほうの事業がまだ来年度に着工もなかなか難しいというような答弁もあったんですが、それができてからその水はそっちにいかないということは、これは我々としてはそんなことはなかなか納得できないのでやな、水というのはどっからというように、設計通り現実、降ってみないと分からないような状況ですのね、地元の方は非常に心配されておるんです。

それと並行して、塩屋川のあの周辺の逆L字型の極端に突き当たっていますよね、あそこをなんとか早急にやね、補強でもしていただくということをお願いしたいのですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 現場の状況並びに23号台風の状況等で消防団の方が土嚢を積まれて破堤を防止されたということでございます。

結果的に守られていますが、堤体自体は薄い状態で危険な状況であるという県の認識は持たれています。

ただ県自体の土地改良との調整等はまだなされていけませんので、そこら辺の要望につきましては、強く要望させていただくとともに、県単ですか、県単の事業等も考えていただけるような状況で要望していくようにしたいと考えております。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 これは県の河川ということで、これは県会の仕事でもあるし、私は私なりにそういうおつきあいのある議員さんおられますので、こっちはこっちで動いてよろしいですか。

そんでないとまた自分らもね、プライドもあるだろうし。その方がスムーズに早くいくように思うんですが、どうですか。

なんかいつまで経っても、なんか納得がいかないように思うんですが。

○廣内孝次委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山田 充） 先ほど管理課長が申しましたように私どもも県に随時要望しております。

ただ要望についても県の予算の限界もありますので、今おっしゃられるように議員先生のほうからの手助けもまたサポートしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○廣内孝次委員長 阿部副委員長。

○阿部計一副委員長 分かりました。そういうことで。

もちろん地元は地元の方で一生懸命やってもらわないと具合が悪いので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 水稻の収穫もほぼ終わったと思うのですが、今年の農業共済で鳥獣被害面積なり件数、額、ある程度分かっていたらどのような状況であったのか聞きたいのですが。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 22年度、今年度で今現在ですけども、112戸、195筆上がってきています。金額については今調査中ですので、まだ結果は出ていません。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 被害の発生状況で地域的に言うと、どの辺が多いとかいうのは特徴としてあれば。水系とか谷とかで言って貰えると。だいたいこの地区とかいう感じで。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 広範囲にわたっています。大まかな字名だけちょっと報告させていただきます。

阿那賀地区、阿万上町地区、伊加利、賀集の牛内、志知奥、倭文安住寺・庄田・神道・土井・長田、神代浦壁、津井、福良。福良は東本町、向谷、仁尾。松帆の櫛田・宝明寺。八木。八木は野原、養宜上。神代社家、中条中筋、中条広田が主に被害を受けています。広範囲に亘っています。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 分かりました。だいたい広範囲に亘っているのがよく分かったんですけども。

そしたら今度、米の補償制度なんですけど、今年、お米の値段、品質も悪かったんですけど、ごっつい下がったように思うのですが、今、安くなっていると思うのですが。下がった分を補填するという見込みというか、どういう状況になってきておるのか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 補填にはですね、今現在聞いている範囲の中では60kgについてですね、1,200円以内での補填というようなことになっています。

実際は30kgに直しますと600円ですので、今そんなのでいけるかという問題があるかとは思いますが。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 これはカウムの仕方というか、対象になる分なんですけども、今回の場合は減反したものに対してまず10アール以上の分の減反についての補助金がいろいろあって、作った米、出荷した分についてのこういう所得補償だったと思うのですが、それで直接農家に支払われるというふうに思うのですが、農協とかを通じずに。

農協に出している人、商協に出している人、その辺の把握というのはどういうふうに。減反については共済に加入しておれば共済の台帳でいけたと思うし、3反未満は別途必要だったかも知れませんが、この米の出荷について、農協に出ている分は協力いただいて数が分かると思うのですが、商協さんというのはどういう扱いになるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） これについてはですね、米のモデル事業の申請書、申請用紙によってですね、判断を現在しています。

農家数が5,614に対しまして、申請数が4,164で、申請率が74%の申請があると。その申請を元に判断しております。その中でも尚且つ米の転作の目標より余分に作った、配分より多く作ったというのが120農家。また反対に10アールあたり以下ですね、対象にならないというのが321あります。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、JAさんに出した人はどういう手続きでそういうことを受けられるのか。商協さんに、個人商店さんというか、米穀商さんに出した人はどういう手続きでそれをするようになるのかというのは、どういうかたちになるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） その申請者の中からですね、調整していくということなのですが、そこについては聞いていないのが現実なので、また確認したいと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回の大きく減反施策が代わってきた中での、象徴的な部分なので、転作については確認もしているのもので直接、個々の農家に行き渡ると思うのですが、申請主義なのかどうか知りませんが「下落した分に対する分は本人が申請しないと」とかいうことであればですね、周知しないと漏れるということになると思うのですが、そこらまた後でということですが、十分対応していただけるというふうに確認させて貰っていいわけですね。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 漏れのないようにやっていきたいと思います。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 鳥獣被害やけども伊加利は今、拳がっていなかったけども。

拳がっていたか。聞き忘れたんや。

この稲の順には、全般、稲が多いときには網で、普通ナイロン網を破らなかったんやけども、少なくなればなるほど、被害がその田に集中して網までしまいに破ると。

それでもこれでしまいかなど、我々の田もそうなんです、畦畔、斜めの畦よな。これを完全に壊されてしまうので、皆ずってしまひよんのよ。水が。毎日見に行くたびに畦が崩れてしまうんや。

こういった畦畔の中に今も言ったけども、補助金あるんやけども、前の構造改善事業の中でやさかい、畦畔コンクリートしていないところが大分あるので、こんなには補助金はないのかなと。網と一緒に。どないかいな。農業道路として半分ぐらい補助ないんかな。ぜんぜん関係ないのかな。これ確かにもう畦畔崩れるのは多くなると。

ミミズをとるのに毎日来て、猪がよく斜めの田をよくいくもんやな。もうそこの畦をきれいに壊してしまつて、今度の田植えで直さないといけない。

ほやさかい農作物やさかい、固定資産税もまけて貰わないといけない。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ご指摘の斜めというのは、裏のりということですかね。
裏のほうののりということですかね。斜めというのは。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 斜めって畦畔の溝のな。溝を埋められてしまうわけ。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 私どもの土地改良事業ではちょっとそちら側の畦畔のコンクリートというのは事業としてはございません。

必要最低限の水稲を作るための内側ですね、田面側だけを対象としております。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 構造改善事業の中で、畦何センチかはその田の持ち主になっているけども、畦畔は一応長い畦畔は公共になっているんよな、市のものか何かになっとるんよな。そんなものがずった時は災害かかるだろう。そやけども猪というのはかからんのかな。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農地農業用施設の災害につきましては、耕作上、支障がある場合について一定の規模以上について災害復旧事業をできるということでございます。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 耕作に支障はあるんやけども、皆直していったり、溝をさらえたりして、自分の奉仕でしよるわけよ。公の溝も詰まってしまい、かなり山間部のほうは被害がごっついらしい。

この冬で大分被害が出ると思う。食べ物がなかったらミミズしかないからな、畦を掘り起こしてしまうね。

私らも7畝ほどの大概の畦が完全にやられてしまって、きれいに削られてしまって畦があれへんがな。冬中直さないといけないやけども。暇になったら直そうかと思うんやけど、そんなん補助金ないんかいな。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 圃場整備の水路敷きとか、道路敷きとかいう民地との境界については、圃場整備を実施した時期なり、旧町の考え方によって、境界の決め方が微妙に違うところがございます。

基本的に事業完了後は、導水路につきましては、基本的に地元さんで管理をしていただくというのが基本でございます。維持管理の事業としましては、私どもでやっております農地水の事業であるとか、中山間の交付金であるとかいうふうなところで対応していただきたいなというふうに考えております。

また大規模で地区まとまって、ある程度以上の改修というかそういう工事をされる場合については、予算に限りはありますけども、市単独の土地改良事業の補助金でできるものは対応していきたいというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 農作物の被害ばかりだけではなくて、そういったこともあるということだけちょっと知っておいていただきたいと。それでいろいろと対応も。かなりこの被害も大きくなってくると思うので、ひとつよろしくお願いします。

○廣内孝次委員長 他に質疑はございませんか。

質疑がないようでございますので、その他に入りたいと思います。

その他何かございませんか。

川上議長。

○議長（川上 命） ずっと前に市が土地を売って、今マンションのこっちで、鳥取興業かな、何か作業場が建ったでしょ。あのときにいろいろとトラブっていて議会にも言っていたようなあの問題はもう解決したのかな。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 鳥取興業さんにつきましては、中間産業廃棄物の事業でございまして、操業に関しては、周辺の同意が必要でございます。

それで先月でしたか、鳥取興業さんが周辺の住宅のほうに、説明に参りまして、県からの公告をいたしまして、異議申し立て等聞いておりますけども、ぜんぜん異議申し立てはありませんでした。

今、鳥取興業さんにおかれましては、操業に向けて県への申請中でございます。

○廣内孝次委員長 川上議長。

○議長（川上 命） 解決したということやな。

分かりました。

○廣内孝次委員長 他に何か。

ないようでございますので、これで質疑を終わりたいと思います。

慎重審議ありがとうございました。これにて産業建設常任委員会を閉会いたします。

（閉会 10時50分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年10月13日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次